

原 第 1 2 号  
令和 2 年 4 月 2 日

原子力規制庁

長官官房 緊急事案対策室長 殿

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部長

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読替の連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力損害の賠償に関する法律の改正を受け、原子力損害賠償実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し令和 2 年 3 月 31 日に公表しました。この実施方針では、防災基本計画に整合させ、賠償請求等のための被災者相談窓口の設置について定めているところです。

本公表に合わせ、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき作成しております「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に規定する賠償請求等のための被災者相談窓口の設置時期に係る記載について、防災基本計画と整合させる読替を行いましたので、ご連絡いたします。

なお、施行日は令和 2 年 4 月 2 日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

読替前	読替後	備考
<p data-bbox="498 562 923 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="602 1371 813 1409">令和2年4月</p> <p data-bbox="566 1507 848 1545">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="1629 562 2053 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1733 1371 1944 1409">令和2年4月</p> <p data-bbox="1697 1507 1979 1545">北陸電力株式会社</p>	

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

読替前			読替後			備考
修正履歴			修正履歴			読替理由を追記
修正番号	年月日	内容	修正番号	年月日	内容	
—	H12.6.16	施行	—	H12.6.16	施行	
1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	
2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機 関再編等に伴う修正	2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機 関再編等に伴う修正	
3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	
4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	
5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	
8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	
9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	
16	R2.4.1	発送電分離等に伴う修正	16	R2.4.1 <u>(R2.4.2)</u>	発送電分離等に伴う修正 <u>(被災者相談窓口設置にかかる記載の適正化に伴う読替)</u>	

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

読替前	読替後	備 考
<p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第2節 応急措置の実施</p> <p>第4章 原子力災害事後対策</p> <p>第1節 発電所の対策等</p> <p><u>3. 被災者の相談窓口の設置</u> 発電所本部長及び総本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、被災者の損害賠償請求等のため、速やかに相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p><u>4. 防災体制解除の報告</u> 発電所本部長及び総本部長は、防災体制を解除した場合は、その旨を別図－4に定める連絡経路により報告する。</p> <p>第5章 その他</p> <p>第2節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和2年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第2節 応急措置の実施</p> <p><u>1.5. 被災者の相談窓口の設置</u> 発電所本部長及び総本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>第4章 原子力災害事後対策</p> <p>第1節 発電所の対策等</p> <p><u>3. 防災体制解除の報告</u> 発電所本部長及び総本部長は、防災体制を解除した場合は、その旨を別図－4に定める連絡経路により報告する。</p> <p>第5章 その他</p> <p>第2節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和2年4月2日</u>から施行する。</p>	<p>記載の適正化(防災基本計画との整合) 第4章から第3章へ移動</p> <p>記載の適正化(防災基本計画との整合) 第4章から第3章へ移動</p> <p>番号の変更</p> <p>施行日の変更</p>